

# 郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人には、「郵便による不在者投票」の制度があります。

## 郵便投票ができる人

	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	(該当なし)
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	(該当なし)
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

郵便による不在者投票は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

## 郵便等投票証明書の交付申請手続き

- 1) 選挙人は、選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のいずれかを添えて、申請します。
- 2) 選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」が郵送されます。  
(要介護者の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日まで、要介護者以外の方の有効期間は、交付の日から7年間です。期間の切れた場合は再交付の申請が必要です。)

## 郵便による投票手続き

- 1) 選挙が行われると、「郵便等投票証明書」の交付を受けている選挙人は、電話等で「投票用紙等の請求」を行ってください。
- 2) 後日、選挙管理委員会から「投票用紙等の請求書」が送付されますので、必要事項を記入後、選挙管理委員会に返送してください。
- 3) 選挙管理委員会から自宅など現在いる場所に投票用紙・投票用封筒が送られてきます。
- 4) 公示日（告示日）の翌日以降、投票用紙に記載します。
- 5) 内封筒に投票用紙を入れて封をします。
- 6) 外封筒に内封筒を入れて封をします。
- 7) 外封筒に署名します。
- 8) 同封の封書にて選挙管理委員会に返送してください。

3)、8) は必ず郵便での手続きになります。

問い合わせ

中井町選挙管理委員会

電話0465-81-1111